

桑名市総合運動公園プール整備・運営事業プロポーザル募集要項等の修正箇所

【令和5年8月22日修正分】

No.	書類名	頁	記載箇所			項目	令和5年7月18日公表版	修正版
1	募集要項	7	5	(6)	②	市からの維持管理及び運営に係る対価の支払い	<p>本施設の維持管理及び運営に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者から徴収する収入によって賄うことができない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了までの間、定期的に支払う。</p> <p>市では、当該対価を事業期間中に四半期毎に均等払いすることを想定している。</p>	<p>本施設の維持管理及び運営に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者から徴収する収入によって賄うことができない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了までの間、定期的に支払う。</p> <p>市では、当該対価を運営・維持管理期間中に四半期毎（計80回）に均等払いすることを想定している。</p>
2	募集要項	27	別紙1			本事業に係るリスク分担保	<p>※4 事業者の重過失や善管注意義務により生じた第三者による損傷を除く。</p>	<p>※4 事業者の重過失及び事業者が善管注意義務を怠ったことにより生じた第三者に起因する損傷を除く。</p>
3	要求水準書	8	6	(1)	②	インフラの条件	<p>ガスは、ガス会社へ確認した上で適切に計画すること。なお、本運動公園の一部は都市ガス供給区域外のため、供用後の供給方法についてプロパンガス（LPガス）業者へ確認した上で適切に計画すること。</p>	<p>ガスは、ガス会社へ確認した上で適切に計画すること。</p>
4	優先交渉権者選定基準書	6	3			提案価格の点数化方法	<p>&lt;追記&gt;</p>	<p>下記のように、優先交渉権者選定基準書の内容を明確化します。 建物保険の保険料については、次の式で計算した金額（保険料相当分）を、提案価格に含めるようにします。 【様式7-5-2「施設整備費内訳書」に記載された「直接工事費（外構工事費を除く）」及び「什器・備品等の調達及び設置費」の合計額】×1.5%×20年 ただし、市が建物保険を付保する必要がない事業方式を提案する場合、事業者が付保する建物保険の保険料を提案価格に含めてください。 また、桑名市に支払う固定資産税に関しては、計算方法を明記した上で、様式7-5-1「資金収支計表」に反映させることで差し引くことは可能です。ただし、市で提案された計算方法を精査した結果、計算方法に合理性が認められない場合には、差し引く金額を減額する場合があります。なお、固定資産税以外の桑名市の市税に関しては差し引くことは不可とします。 これらに関して、優先交渉権者選定基準書を修正します。</p>